申請書提出期日 一覧

◆ 登録事項の変更

・登録事項の変更(建築士法第23条の5)

建築士事務所の開設者は、次の事項について変更があった場合は、2週間以内に変更届を提出しなければ なりません。

- 1. 建築士事務所の名称及び所在地
- 2. 登録申請者が個人である場合はその氏名、法人である場合はその名称及び役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)の氏名
- 3. 管理建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

・所属建築士の変更(建築士法第23条の5第2項)

建築士事務所の開設者は、建築士事務所に所属する建築士に変更があった場合は、<u>3ヶ月以内に変更届を</u> 提出しなければなりません。

1. 建築士の氏名及び一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、及び登録番号

- 入社・異動(配属・転属?)・退社 等
- 資格の変更が生じた場合 (二級建築士 ⇒ 一級建築士へ 等)
- 〇 建築士免許証の姓や名を変更した場合
- 設計・工事監理等の業務を行わなくなった場合

◆ 登録の更新(建築士法第23条・23条の2・規則第19条・第20条)

建築士事務所としての登録の有効期間は、5年間です。引き続き建築士事務所として業務を行なう場合は 有効期間満了日の30日前までに更新申請をしなければなりません。

◆ 廃業等の届出(建築士法第23条の7)

次のいずれかに該当することとなったときは、当該事項に定める者は、その日(2.の場合はその事実を知った日)から30日以内に廃業等の届出しなければなりません。

- 1. 建築士事務所の廃止 ・・・ 開設者であった者
- 2. 開設者の死亡 ・・・・ その相続人
- 3. 破産手続開始の決定 ・・・ その破産管財人
- 4. 法人が合併による解散 ・・・・ その法人を代表する役員であった者
- 5. 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由による解散 ・・・ その精算人

◆ 設計等の業務に関する報告書(建築士法第23条の6)

事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、<u>毎事業年度経過後</u> 三カ月以内に提出しなければならない。

- 当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要
- 〇 当該建築士事務所に属する建築士の氏名
- 〇 所属建築士の当該事業年度における業務の実績(当該建築士事務所におけるものに限る。)

更新手続き				有効期間満了日の30日前まで
変更事項	個人	事務所の名称		
		事務所の所在地		
	法人	事務所の名称		
		事務所の所在地		
		開設者	名称	2週間以内
			代表者名(申請者)	
			開設者の所在地	
		役員の氏名及び役員		
	管理建築士			
	所属建築士			3ヶ月以内
廃業等の届出				廃業日から30日以内
設計等の業務に関する報告書				毎事業年度経過後3ヶ月以内